

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書の一部変更について

業務方法書第 7 条第 2 項第 1 号に係る貸付利率の一部を以下により、変更をお願いしたい。

変更事項

貸付金の種類のうち漁業資金、農林資金、商工資金、法人資金に係る経営資金の利率の変更

[貸付利率の変更]

北方領土問題対策協会の貸付利率の設定は、第 13 回内閣府独立行政法人評価委員会（平成 16 年 10 月 8 日）において、別紙「貸付金の利率設定について」に基づき見直し（4 月と 10 月の年 2 回）を行うことで御了解をいただいているところである。

現在、経営資金の基準となっている国民生活金融公庫の経営改善資金の利率が 1.35%（転貸につき、0.85%）であるのに対し、当協会の経営資金の利率は 1.40%（転貸につき、0.90%）となっている。

このことから当協会の経営資金の貸付利率を基準としている資金の利率と同率となるよう改正させていただきたい。

なお、設備資金及び住宅資金の基準となっている漁業近代化資金（漁業近代化資金と住宅金融公庫と比して低い方）の利率は 1.70% であり、現在の当協会の設備資金及び住宅資金の利率と同率になっている。

貸付利率の新旧対照表

貸付金の種類	貸付金の用途	利率(年利)	
		改正後	現行
1.個人が営む漁業に必要な資金	(1)から(4)まで [略]	1.70%	1.70%
	(5)及び(6) [略]	1.20%	1.20%
	(7) [略]	1.35%	1.40%
	(8) [略]	0.85%	0.90%
2.個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1)から(4)まで [略]	1.70%	1.70%
	(5)及び(6) [略]	1.20%	1.20%
	(7) [略]	1.35%	1.40%
	(8) [略]	0.85%	0.90%
3.個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く。)に必要な資金	(1)及び(2) [略]	1.70%	1.70%
	(3)及び(4) [略]	1.20%	1.20%
	(5) [略]	1.35%	1.40%
	(6) [略]	0.85%	0.90%
4.法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金	(1) [略]	1.70%	1.70%
	(2) [略]	1.35%	1.40%
5.生活に必要な資金	(1)及び(2) [略]	3.00%	3.00%
	(3) [略]	無利息	無利息
		据置期間中は無利息	据置期間中は無利息
	(4)から(6)まで [略]	1.70%	1.70%
	(7)及び(8) [略]	1.20%	1.20%

(注)業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「償還期限」、「据置期間」及び「貸付金額の限度」欄については、省略。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

1 貸付金の種類等

別 表 (改正後2-1)

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
1.個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者	1.70%	15年内 木船9年・機器7年	2年内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 漁船用機器の設置			5年内		
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保藏施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置			15年内 木船9年・機器7年	2年内	
	(4) 漁具又は漁網綱の購入			5年内	1年内	
	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	漁業協同組合	1.20%	15年内 木船9年・機器7年	2年内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(4)の転貸			5年内	1年内	
	(7) 経営資金	漁業を営む者	1.35%	3年内	1年内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	0.85%	3年内	1年内	転借人に対する貸付金相当額
2.個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	農畜産業を営む者	1.70%	15年内	2年内	1人当たり各1,800万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置			7年内		
	(3) 家畜又は家きんの購入			15年内	2年内	
	(4) 農畜産林業用機具の購入			7年内	1年内	
	(5) 上記(1)(2)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	1.20%	15年内	2年内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(3)(4)の転貸			7年内	1年内	
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	1.35%	3年内	1年内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	0.85%	3年内	1年内	転借人に対する貸付金相当額
3.個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く。)に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者	1.70%	15年内	2年内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置			7年内		
	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	1.20%	15年内	2年内	転借人に対する貸付金相当額
	(4) 上記(2)の転貸			7年内	1年内	
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	1.35%	3年内	1年内	1人当たり400万円以内
	(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.85%	3年内	1年内	転借人に対する貸付金相当額

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く。)のそれぞれの使途に同じ	漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合、環境衛生同業組合、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社、民法上の社団法人	1.70%	個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く。)のそれぞれの償還期限及び据置期間に同じ	1法人当たり4,000万円(農地又は牧野の取得にあっては2,000万円)以内であって所要額の8割以内	1法人当たり4,000万円(農地又は牧野の取得にあっては2,000万円)以内であって所要額の8割以内
	(2) 経営資金		1.35%	3年以内	1年以内	
5. 生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金	協会が特に必要と認める者	3.00% 据置期間中は無利息	6年以内	1年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
	(2) 生活資金		5年以内	6ヵ月以内	1人当たり70万円以内	
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学資金		無利息	卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学生にあっては63万円以内
	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金		1.70%	20年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であって所要額の8割以内
	(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金(新築住宅を購入する場合を含む。)			30年以内	1年以内	1人当たり1,800万円以内であって所要額の8割以内
	(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附隨して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む。) イ 中古住宅の取得に附隨して必要な土地の取得に要する資金			30年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であって所要額の8割以内
	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	漁業協同組合、農業協同組合 信用協同組合	1.20%	20年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸			30年以内	1年以内	

2 年間の貸付枠(累計)

14億円以内

1 貸付金の種類等

別 表 (現行2-1)

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者	1.70%	15年以内 木船9年・機器7年	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 漁船用機器の設置			5年以内		
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保藏施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置			1年以内		
	(4) 漁具又は漁網綱の購入			1年以内		
	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	漁業協同組合	1.20%	15年以内 木船9年・機器7年	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(4)の転貸			5年以内	1年以内	
	(7) 経営資金	漁業を営む者	1.40%	3年以内	1年以内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	0.90%	3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	農畜産業を営む者	1.70%	15年以内	2年以内	1人当たり各1,800万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置			7年以内		
	(3) 家畜又は家きんの購入			1年以内		
	(4) 農畜産林業用機具の購入			1年以内		
	(5) 上記(1)(2)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	1.20%	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(3)(4)の転貸			7年以内	1年以内	
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	1.40%	3年以内	1年以内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	0.90%	3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く。)に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者	1.70%	15年以内	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置			7年以内		
	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	1.20%	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(4) 上記(2)の転貸			7年以内	1年以内	
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	1.40%	3年以内	1年以内	1人当たり400万円以内
	(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.90%	3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く。)のそれぞれの使途に同じ	漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合、環境衛生同業組合、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社、民法上の社団法人	1.70%	個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く。)のそれぞれの償還期限及び据置期間に同じ		1法人当たり4,000万円(農地又は牧野の取得にあっては2,000万円)以内であって所要額の8割以内
	(2) 経営資金		1.40%	3年以内	1年以内	1法人当たり800万円以内 ただし、漁業協同組合にあっては4,000万円以内
5. 生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金	協会が特に必要と認める者	3.00% 据置期間中は無利息	6年以内	1年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
	(2) 生活資金			5年以内	6ヶ月以内	1人当たり70万円以内
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学資金		無利息	卒業後20年以内	卒業後6ヶ月	1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学生にあっては63万円以内
	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金		1.70%	20年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であって所要額の8割以内
	(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金 (新築住宅を購入する場合を含む。)			30年以内	1年以内	1人当たり1,800万円以内であって所要額の8割以内
	(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附隨して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む。) イ 中古住宅の取得に附隨して必要な土地の取得に要する資金			30年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であって所要額の8割以内
	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	漁業協同組合、農業協同組合 信用協同組合	1.20%	20年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸			30年以内	1年以内	

2 年間の貸付枠(累計)

14億円以内

公定歩合等の推移

(単位: %)

年月日	財融	投資	公定歩合	長期		短期		北対協		国金		漁業		住公		
				プライム	ブレート	プライム	ブレート	設備	経営	普通	経営	近代化	新築	普通	経営	
14.6.3			1.70													
6.11						1.95					1.95	1.65				
7.5			1.60									1.50				
7.10													2.55			
8.9				1.90						1.90	1.60					
9.10					1.70					1.70	1.40					
10.10					1.60					1.60	1.30					
10.29								1.50	1.30							
11.1											1.30					
11.7												2.45				
11.15												2.40				
12.3											1.20					
12.10				1.65						1.65	1.35					
15.1.6			1.30													
1.15													2.30			
2.10			1.20													
2.12					1.55											
2.13										1.55	1.25					
2.20											1.10					
3.3												2.20				
3.11				1.50												
3.12			1.00							1.50	1.20					
3.19												1.00				
4.1								1.00	1.20							
4.10					1.40											
4.11			0.90							1.40	1.10					
4.16												2.15				
4.18											0.90					
4.21												2.10				
5.9				1.35												
5.16			0.80							1.35	1.05					
5.23												0.70				
6.10					1.25					1.25	0.95					
6.11			0.70													2.80
6.16												2.00				

公定歩合等の推移

(单位: %)

(参考)

貸付金の利率設定について

独立行政法人北方領土問題対策協会の貸付業務は、特殊な地位に置かれている北方地域旧漁業権者や元島民等に対する援護措置であることから、その貸付利率は各種制度資金の利率と比較して低くすることを基本として、次のとおり設定してきており、今後も同様な運用を確保する必要がある。

1. 経営資金の利率は、国民生活金融公庫経営改善資金の利率を基準とする。

5%を超える場合には、5%を下限として当該利率の90%に設定する。

5%以下の場合には、当該利率と同率とする。

上記による利率が6%を超える場合には、6%とする。

2. 設備資金、住宅資金(土地取得資金含む)の利率は、漁業近代化資金(20t未満漁船建造資金)又は住宅金融公庫(住宅新築資金)の利率のうち低い方の利率を基準とする。

4. 3.5%を超える場合には、4.3.5%を下限とし当該利率の90%の水準に設定する。

4. 3.5%以下の場合には、当該利率と同率とする。

3. 利率は、4月1日、10月1日の年2回見直しをする。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。